

1. 施設概要				
施設名	三田市自転車等駐車場、三田市新三田駅前駐車場、三田市藍本駅前駐車場		施設分類	施設管理型
所在地	三田市福島（新三田駅前駐車場）他			
指定管理者	公益社団法人 三田市シルバー人材センター			
指定管理者所在地	三田市あかしあ台5丁目32番地2		選定方法	公募
指定期間	令和4年4月1日 から 令和9年3月31日 （ 5 年間）	主な 業務内容	・ 施設の管理、運営 ・ 案内、誘導 ・ 定期券の販売及び使用料の徴収 ・ 自転車等放置禁止区域の巡回 ・ 放置自転車等の保管及び指導	
利用料金制	不採用			
施設所管課	都市整備部管理課		電話	079-559-5110

2. 指標				
施設の設置目的	道路交通の円滑化、自転車や自動車等を利用する市民の利便を図る。			
管理運営における基本理念	迷惑駐車・駐輪の防止に資することにより道路交通の円滑化を図るとともに、利便性の高い施設を目指す。			
評価指標（下記の指標を【増加】又は【減少】させる管理運営を実施）			R7年度	R6年度
1 使用料収入			89,270,120	80,039,720
2 利用者の満足度			96	95

3. 管理運営状況			現指定管理者	現指定管理者	現指定管理者
施設 利用状況	項目	詳細	R7年度	R6年度	R5年度
	利用件数(台)【全体】	施設全体	456,927	438,369	441,536
	利用者数(台)【全体】	施設全体	456,927	438,369	441,536
	利用者数①(台)	有料駐輪場合計	398,614	389,336	394,874
	利用者数②(台)	新三田駅前駐車場	55,980	46,657	44,078
	利用者数③(台)	藍本駅前駐車場	2,333	2,376	2,584
	有料施設稼働率(%)	1日平均駐輪・駐車数÷満車台数(4,291台)	29	28	28
指定管理者 の収支状況	(単位：千円)		R7【計画】	R7【実績】	R6【実績】
	収入		84,077	84,077	82,344
	指定管理料		84,077	84,077	82,344
	施設利用料金		—	—	—
	事業収入等（受講料その他）		—	—	—
	支出		84,077	81,331	82,130
	人件費		62,617	63,771	61,757
	光熱水費		8,394	6,340	6,238
	施設修繕費		2,631	590	2,903
	施設維持管理費・事業費等		10,435	10,630	11,232
差引き			0	2,746	214
市の使用料収入（利用料金制を採用していない場合）			89,330	80,040	77,956
利用者 満足度 調査結果	実施時期	回答数	主な調査内容及び満足度（普通以上の割合）		
	令和7年11月 ～令和8年3月	170件	管理人の対応		96%
			使い勝手・利便性		93%
			清掃状況		96%

指定管理施設評価 年間評価シート		令和7 年度評価（令和8 年度実施）	
施設名	三田市自転車等駐車場、三田市新三田駅前駐車場、三田市藍本駅前駐車場	施設分類	
指定管理者	公益社団法人 三田市シルバー人材センター	施設所管課	都市整備部管理課

4. 各項目における評価内容

評価の観点	評価項目	項目区分	指定管理者セルフ評価	市評価
Ⅰ.基本的なサービスの提供	(1)施設運営に係る協定事項の遵守	適正管理	3 適正	3 適正
	(2)利用者の安全確保	サービス効果	4 やや優れている	3 標準
	(3)利用承認、案内等の対応と接遇	サービス効果	3 標準	3 標準
	(4)市、関係団体、地域等との連絡調整	サービス効果	4 やや優れている	4 やや優れている
	(5)施設の目的に沿ったサービスの提供	サービス効果	4 やや優れている	3 標準
	(6)目標の達成度	サービス効果	3 標準	3 標準
Ⅱ.施設の管理		適正管理	3 適正	3 適正
	(2)収納・文書・備品の適正管理	適正管理	3 適正	3 適正
	(3)清掃・衛生管理・警備	適正管理	3 適正	3 適正
	(4)指定管理者が行う修繕	サービス効果	4 やや優れている	3 標準
	(5)コスト削減、環境配慮の取り組み	サービス効果	3 標準	3 標準
Ⅳ.満足度向上への取り組み	(1)苦情等への対応	サービス効果	4 やや優れている	3 標準
	(2)利用者獲得及び収入増加に向けた取り組み	サービス効果	3 標準	4 やや優れている
	(3)利用者ニーズに応じた改善	サービス効果	3 標準	3 標準
	(4)利用者の満足度	サービス効果	3 標準	3 標準
(得点率＝評価項目の評定の合計÷満点×100)			得点率	70%
			総合評価	A

評価項目（項目区分）における評価区分	
適正管理【3段階】	サービス効果【5段階】
	5 優れている
	4 やや優れている
3 適正	3 標準
2 課題有	2 やや劣っている
1 要改善	1 劣っている
該当しない評価項目は斜線表示とする	



総合評価における評価区分	
得点率	総合評価
概ね80%以上 ※	S 優良
概ね70%以上 ※	A 良好
概ね60%以上 ※	B 標準
概ね50%以上	C 要努力
概ね50%未満	D 要改善
※評価項目に1つでも1の評価がある場合は、C以下とする	

5. 総評

指定管理者による所見
・案内表示や掲示物の見直しを実施し、利用者が分かりやすい施設環境づくりに努めた。 ・日常巡回及び点検を継続し、不具合箇所について迅速な修繕対応を行い、重大事故等は発生しなかった。 ・スタッフへの接遇意識向上を図り、丁寧な利用者対応を実施することができ、大きな苦情もなく運営できた。
市による所見
【成果】 ・案内表示や掲示物の見直しを実施し、利用者への適切な案内やマナー啓発に努め、分かりやすい施設環境づくりは、概ね実施できている。 ・日常の巡回及び点検を実施し、各設備の保守において、不具合箇所の早期発見による修繕対応を適切に実施している。 ・スタッフへの接遇研修が行われ、利用者への適切な対応を実施できている。
【課題】 ・特定小型原動機付自転車や新基準原付の導入に加え、電動アシスト自転車や子ども乗せ自転車の普及など、多様な車両が混在する状況となっている。さらに、車両自体の大型化や重量化に伴い、既設の駐輪設備では安全かつ適切な対応が困難な事例も見受けられることから、運用の見直しや工夫等が必要である。 ・非接触ニーズの高まりや利便性向上のため、キャッシュレス決済の導入や、リアルタイムの満空情報の提供などのデジタル化対応、新三田駅前駐車場の開場時間の拡大が望まれている。
【今後の方向性】 ・市内の自転車等放置禁止区域での放置自転車への警告札の取り付けや撤去を引き続き行っていく。特に広野駅前駐輪場において、令和8年5月の仮設駐輪場への一時移転に伴い、放置禁止区域への駐輪など利用者のマナー意識が低くなる可能性があるため、巡回の強化や長期放置自転車の撤去などの対策強化を指定管理者と連携して実施する。 ・指定管理者と緊密な連携を行い、設備の経年劣化による故障等に対し、指定管理者とのリスク分担により都度修繕を実施することで、施設の適切な維持管理に努める。 ・キャッシュレス決済の導入など、利便性向上のための取り組みを検討する。